官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第１号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

平成28年１月19日

九州運輸局長　竹田　浩三

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、はしけ長「243,350円」を「245,150円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,750円」を「240,100円」に、部員「171,110円」を「172,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「180,000円」を「180,200円」に改正することが適当である。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「184,550円」を「186,500円」に、大分県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員の最低賃金額「171,100円」を「173,050円」にそれぞれ改正することが適当である。

国　家　試　験

平成二十七年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十七年度一級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　平成二十七年度一級土木施工管理技術検定合格者　平成二十七年度一級土木施工管理技術検定に合格した者は、一〇、一六六名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び青森県庁並びに中国地方整備局岡山河川事務所・岡山国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課

青森市長島一丁目一番一号　青森県県土整備部監理課

仙台市青葉区本町三丁目三番地１号　仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

さいたま市中央区新都心二番地１　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

新潟市中央区美咲町一丁目一番１号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所

高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請

㈠　申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う一級土木施工管理技術検定実地試験に合格した者

㈡　提出書類　合格証明書交付申請書

㈢　申請の受付期間　平成二十八年一月十九日から平成二十八年二月二日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区本町三丁目三番地１号　仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二番地１　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番１号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番１号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

〒七三〇―八五三〇　広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

〒八一一―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番１号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十八年二月下旬以降に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区日本橋浜町二丁目11番２号**株式会社リフコム**の工場財団に茨城県坂東市幸神平17番地１株式会社リフコムつくば工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年１月19日

水戸地方法務局下妻支局

東京都港区赤坂一丁目11番40―2105号**山田誠**の工場財団に静岡県富士市大渕字**糀窪**612番地198、612番地199富士市発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年１月19日

静岡地方法務局富士支局